就 労 誓 約 書【無償化用】

(宛先) 三芳町長

下記のとおり、求職活動の事由による認定申請をいたします。

求職活動予定期間											
	年	月	日	~	年	月	日				
求職の条件											
月あたりの勤務時間			時間	引以上							
※保育の必要性が認定されるためには、月64時間以上の就労を状態としている必要があります。											

私の求職活動は、上記のとおり相違ありません。

幼児教育・保育の無償化の認定開始月の翌々月10日(仕事をやめた場合は辞めた翌月から起算して翌々月10日)までに就労証明書の提出ができない場合には、翌々月の末日をもって、預かり保育の利用料が無償化の対象外となっても異議を申し立てません。

また、就職活動の状況が変わった場合には、学校教育課に届け出ることを約束します。

令和	年	月	日			
	【求職活	動者】				
	住所 三					
	氏名					
	児童名					
	児童との	の続柄				

【添付書類】

・求職活動を行っていることを証明する書類(ハローワークカード等)

求職活動予定期間前に就労誓約書を提出した場合は、求職活動開始後、速やかに証明書類等を提出してください。提出がない場合は、預かり保育の利用料が無償化の対象外、または認定を取り消す場合があります。

- ※求職活動での認定期間は最長3か月です。
- ※求職活動を理由とする認定期間以降も、預かり保育の無償化の対象となるには、 就労理由で新たに申請が必要です。
- ※新たに就労理由で申請した場合の認定期間は就労開始日です。